



# 平成26年度「税を考える週間」関連事業報告

11月11日から17日にかけて全国で行われた「税を考える週間」期間中、当会でも様々な取組が行われました。

## ○平成26年度納税表彰式 が挙行されました

11月13日(木)、本年度の納税表彰式が松本商工会館にて行われました。当会関係者では神澤会長の国税庁長官納税表彰、塚田副会長の国税局長納税表彰の披露と共に、次の皆様が税務署長納税表彰を受表彰されました。また、14日には松本合同庁舎にて遠山全一氏(副会長・豊科部会長)への県知事感謝状の伝達式が行われました。誠にありがとうございます。

国税庁長官納税表彰  
神澤 陸雄 氏(会長)  
国税局長納税表彰  
塚田 哲夫 氏(副会長)  
税務署長納税表彰  
井伊 剛 氏(監事)  
小林 政美 氏(理事・寿部会長)  
宮本 潔 氏(監事)



前列左から 宮本監事、小林理事、北沢署長、  
神澤会長、井伊監事  
後列左から 松岡副署長、藤澤副会長、塚田副会長、  
小林副署長

## ○松本税務署長講演会開催 (松本間税会・松本法人会共催)

11月12日(水)、松本間税会との共催で、松本税務署長の北沢孝文氏を講師にお迎えし、「税の役割と税務署の仕事」というテーマで松本税務署長講演会を開催しました。



講師の北沢松本税務署長

税金についての基本的な考え方から、国の財政状況、そして税務署の役割などを丁寧に説明していただきました。また、途中長野県内をはしる国道152号線の沿線を中心に史跡や景勝地についてなど大変興味深いお話をさせていただきました。

『人生は“明るく楽しく元気よく”  
～のど自慢15万人との出会い～』  
(関東信越税理士会松本支部・松本法人会共催)

## ○平成26年度時局講演会開催 アナウンサー 宮川泰夫氏講演会

11月14日(金)、講師にNHKのど自慢の元司会者としておなじみの宮川泰夫氏をお招きし本年度の時局講演会が開催され、会場となった松本東急インには満員の参加者が詰めかけました。

宮川さんは 国民的人気番組として現在も大変な人気番組である「NHKのど自慢」の司会を12年間務め、日本全国600か所、さらには地球の裏側ブラジルなど海外も訪れ15万人もの人々と出会ったそうです。毎週放送される生放送番組制作の舞台裏など私たちが普段知ることのできないお話や、地域の身近な人々との出会いの中でこそ得られる本当の幸せについてユーモアを交えながらわかりやすくお話し



講師の宮川さん

いただきました。

貴重なお話をしていただいた宮川さん、ご参加いただいた大勢の皆様ありがとうございました。

### ○テレビ松本「国税の窓」特別番組 “第11回クイズ税金百科”に収録参加しました

税を考える週間期間中の11月16日(日)にテレビ松本ケーブルビジョンにて放送された、「国税の窓」特別番組「第11回クイズ税金百科」の収録が、当会を含めた松本税務署管内納税関係団体参加の元、10月25日(土)に松本市立丸の内中学校にて実施され、当会からも藤澤副会長はじめ役員の方々にご参加いただきました。

番組は中学生参加の学校対抗クイズ大会で、今

大会には5校・7チームが参加し熱戦を繰り広げました。大変難しい問題も出題される中、当会の応援した鎌田中学校Bチームは出場4位という結果になりました。



鎌田中学校Bチームと当会応援団

## ふるさとの宝

次代へのおくりもの

200

## —りんご香る室町神殿—

### 大宮熱田神社(松本市)

梓川のりんご園を通り過ぎ、深い森の中にある神社の御本殿は、壮大で華やかな拝殿より、かなり奥の木造の塀に囲まれた中にひっそりと構えていました。室町時代(約四百五十年前)の建築であり、旧国宝に指定され、現在は重要文化財として保護されています。地方の宮大工による珍しい手法を用いた地方色豊かな建物は、全体としては質素な均斉のとれた形ですが、特に屋根の流れが優美な建築物であり、独特の味わいを感じられます。

江戸時代には、代々の松本藩主の崇敬が厚く、度重なる御祈禱が行われ、



長い歴史を感じさせる数々の巨木

神社の領有地を始め、神額(本殿正面・鳥居などに掲げてある木製の額)や各種の金品の奉納があり、境内の整備や神殿の修復のためしばしば重職が派遣されたと伝えられています。

毎年例大祭は四月二十八日(宵祭)と二十九日(本祭)に行われ、伝統の獅子舞が奉納され、古くより祭典や各種の御祈禱などに国家安康、家内安全を祈る悪魔祓いの舞として奉仕されて来ました。

鳥居の横には御神木として縦の大樹が寄り添う様に立っており、長野県天然記念物で県下一の縦の巨木として、樹姿端正、樹勢旺盛な姿を見せてくれます。樹齢は推定七百年との事で必見です。(浅川琢夫編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、  
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

## キッセイ薬品工業株式会社

本社：〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号  
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所  
社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



さあ！ネットでも申告・納税  
イータックス (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑧〕

## 通勤手当の非課税限度額の 引上げについて

**Q**：通勤手当の非課税限度額が引き上げられたと  
のことですが、詳しく教えてください。

**A**：この改正は、平成26年10月20日に施行され、  
平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手  
当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額と  
して追加支給するものを除きます。）について適  
用されます。

### 1 改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次の  
とおりです。（下表）

### 2 改正後の非課税規定の適用

改正後の所得税法施行令第20条の2の規定（以  
下「非課税規定」といいます。）は、平成26年4月  
1日以後に支払われるべき通勤手当について適用  
されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後  
の非課税規定は適用されません。

- (1)平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当
- (2)平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手  
当で4月1日以後に支払われるもの
- (3)(1)又は(2)の通勤手当の差額として追加支給され

区 分	課 税 さ れ な い 金 額			
	改 正 後 (平成26年4月1日以後適用)	改 正 前		
交通機関又は有料道路を利用している 人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同 左		
自動車や自転 車などの交通用 具を使用してい る人に支給する 通勤手当	通勤距離が片道55キロ メートル以上である場 合	31,600円	24,500円	
	通勤距離が片道45キロ メートル以上55キロメ ートル未満である場合	28,000円		
	通勤距離が片道35キロ メートル以上45キロメ ートル未満である場合	24,400円		20,900円
	通勤距離が片道25キロ メートル以上35キロメ ートル未満である場合	18,700円		16,100円
	通勤距離が片道15キロ メートル以上25キロメ ートル未満である場合	12,900円		11,300円
	通勤距離が片道10キロ メートル以上15キロメ ートル未満である場合	7,100円		6,500円
	通勤距離が片道2キロ メートル以上10キロメ ートル未満である場合	4,200円		4,100円
	通勤距離が片道2キロ メートル未満である場 合	(全額課税)	同 左	
交通機関を利用している人に支給する 通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同 左		
交通機関又は有料道路を利用するほか、 交通用具も使用している人に支給する通 勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 と の金額との合計額 (最高限度 100,000円)	同 左		

るもの

### 3 課税済みの通勤手当についての精算

(1)既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。

(注)1 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続は不要です。

2 年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

(2)年末調整の際における精算の具体的な手続は、次のように行います。

イ 既に改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした(課税された)通勤手当のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ 「平成26年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」といいます。)の「年末調整」欄の余白に「非課税と

なる通勤手当」と表示して、イの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ また、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の「計」欄の金額からロの新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

ニ 以上により、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

### 4 給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

(注)年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。

(税制委員会：小林秀子、赤羽勝巳、饗秀行  
グループ稿)  
(監修：関東信越税理士会 松本支部)

## 部会便り

### 塩尻部会視察研修旅行のご案内

塩尻部会では今年度も視察研修旅行を実施致します。昨年度が旅行直前の大雪により中止となりましたので、昨年度とほぼ同じ内容としております。皆様お誘い合わせの上、是非ご参加下さい。

#### 【概要】

期 日：平成27年2月22日(日)~23日(月)

旅行先：東京 1日目 ホテルインターコンチネンタル東京ベイ(シェフズライブキッチンのランチバイキング)、四季劇場〔春〕(「ライオンキング」S席での鑑賞)、ちゃんこ巴湯(夕食)

2日目 東京証券取引所、築地場外市場(自由昼食・買物)、東京スカイツリー

宿泊先：第一ホテル両国(ツイン)

定 員：20名(先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。)

対 象：塩尻部会の会員及び会員事業所の従業員等

締 切：1月中旬の予定

参加費は30,000円以内を予定しています。

資料(ご案内チラシ兼申込書)のご請求や参加ご希望の方はお早めに塩尻部会事務局へご連絡下さい。詳細確定及びご案内チラシ作成次第ご送付させていただきます。(12月中旬までに送付予定。)

<事務局：加納 TEL:0263-52-0258

FAX0263-51-1388(塩尻商工会議所内)>

経営レポート

# 所得拡大促進税制について

税理士 石田 賢 一



## 1・はじめに

所得拡大促進税制とは、簡単に言えば、法人が給与等（給与及び賞与）を増加させた場合には、その増加額に対して10%の税額控除（法人税額の10%又は20%が限度）をすることができるという制度です。

この制度について簡単な具体例を用いて説明いたします。イメージをつかんで頂ける程度のものと致しますのでご了解下さい。

## 2・準備いただく書類

平成24年度から3年分の賃金台帳。今回のレポートは次に掲げる『資料：3期分給与等支払表』

を例に解説させていただきます。

## 3・具体的な計算

この制度の適用を受けるには次の3つの要件のすべてを満たす必要があります。（3月決算法人で来年平成27年3月期を想定しています）

(1)要件1 平成25年3月期と平成27年3月期の給与等を比較し、2%以上増加していること。この時役員、使用人兼務役員、役員の親族等は除きます。従って、

$$25年3月期は、D + E + F = 16,000千円$$

$$27年3月期は、D + E + G = 18,500千円$$

$$\frac{18,500 - 16,000}{16,000} = 15.6\% \quad 2\%$$

資料：3期分給与等支払表

(単位：千円)

	H24.4~H25.3 支給額計	H25.4~H26.3 支給額計	H26.4~H27.3 支給額計	在 職 期 間				
				H24.4	H25.4	H26.4	H27.3	
A 役員	12,000	12,000	13,200					▶ 在職中
B 役員 の 親 族	4,800	4,800	5,400					▶ 在職中
C 使用人兼務役員(役員分)	4,800	4,800	5,400					▶ 在職中
〃 〃 (使用人分)	1,200	1,320	1,560					▶ 在職中
D 従業員2名(雇用保険加入)	10,000	10,480	11,200					▶ 在職中
E アルバイト2名(〃未加入)	1,000	1,200	1,500					▶ 在職中
F 従業員(雇用保険加入)	5,000	3,600	0					▶ H25.12退職
G 〃 ( 〃 )	0	1,200	5,800					▶ H26.1入社
支給額合計	38,800	39,400	44,060					
雇用者給与等支給額	16,000	16,480	18,500					
継続雇用者給与等支給額	—	11,680	17,000					
継続雇用者延人数	—	27名	36名					
平均給与等支給額	—	432,592円	472,222円					



地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社  
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

よって、要件1は満たします。(26年度は5%ですが、来年3月期からは2%になります。単純計算で2年間で2%以上増加していれば要件を満たすことになります)

(2)要件2 平成26年3月期と平成27年3月期の給与等を比較し、27年3月期の方が多いこと。従って、

26年3月期は、 $D + E + F + G = 16,480$ 千円

27年3月期は、 $D + E + G = 18,500$ 千円

よって、要件2も満たします。

(3)要件3 平成26年3月期と平成27年3月期の平均給与等(1ヶ月当たり1人分平均給与等)を比較し、27年3月期の方が多いこと。この時、Eのような雇用保険の一般被保険者でない者分(E以外は一般被保険者としています)前期退職者分(前期に給与等があり当期に給与等がない者・Fが該当します)当期入社者分(前期に給与等がなく当期に給与等がある者・具体例では該当者はいません)に対する給与等は除きます。また、人数は延人数になります。従って、  
26年3月期

$$\frac{D + G}{27人} = \frac{11,680千円}{27} = 432,592円$$

27年3月期

$$\frac{D + G}{36人} = \frac{17,000千円}{36人} = 472,222円$$

よって、要件3も満たします。

(4)税額控除額

3つの要件のすべてを満たすので、税額控除が受けられます。この3要件の判定は難しいですが、控除額の計算は比較的簡単です。具体的には、

(27年3月期給与等 - 25年3月期給与等・要件1の給与等) × 10% 従って、

(18,500千円 - 16,000千円) × 10% = 25万円、ただし、法人税額の10%又は20%が限度となります。

この制度は、資料の準備は大変かも知れませんが、比較的適用を受けやすいものだと思いますので、検討してみてください。

石田会計事務所

〒390-0852 松本市島立988-1

TEL(0263)48-6722

FAX(0263)48-6755

## 年々大きなもの買い替える熊手

フリーランスライター 藤木 順平

今年の春、借りた8億円の使い道に「かなり大きめの熊手を買った」と釈明。結果、党の代表の座から降ろされた政治家がいたのはご記憶の方もいるだろう。ワイドショーなどでは「どれほど大きいのだ!」とからかわれていたが、熊手を買ったのは西の市でのこと。

西の市は11月の“酉の日”に行われる鷲(おとり)神社の祭礼で、この神社の本社は大阪府堺市の大鳥神社とされているが、にぎわうのはやはり浅草の鷲神社など関東方面の神社でのほうだ。境内には、おかめの面や大判・小判で飾り付けた熊手を売る屋台が並ぶ。

片手に乗る小さなものから、大人の男性が担ぎ上げるのに苦労するほど大きなものまである熊手。これを買うと年々大きくしていかなければ

ならないといわれる。富や名声をかき集める縁起物ならでは仕来たりなのだろう。

熊手で身を滅ぼした人がいるかと思えば、熊手が身を助けた例もある。

源平最後の戦いの壇ノ浦で、平清盛を父とする平徳子(建礼門院)は、我が子、安徳天皇に続いて自らも水に飛び込むが、源氏の者に熊手で絡み取られ船に引き上げられたのだった。この武将の名前が渡辺 昵(むつる)という。

おや? 8億円で熊手を買った政治家の名前は伏せたけど、偶然というのは恐ろしい...





皆さん  
こんにちは♪

(株)BUN

松本市中央

代表取締役 荒崎 宏文氏

### 「あくまで『自分らしく』」

株式会社BUNは、中町通りの「食い飲み屋BUN」、および系列店の「やきとん ぶんちゃん」「ラーメン ぶん」を運営している会社です。荒崎宏文さんは県内飲食店で修行された後1998年に「BUN」を開店、その後独立、2001年に法人化し代表取締役として現在に至っています。

荒崎社長が先頭に立って考案される創作メニューが好評で、現在は安曇野放牧豚を1頭まるごと買い取り、頭からしっぽまで使用したさまざまなメニューが大好評。特に好評だった醤油豚骨ラーメンは、今年の「ラーメン ぶん」開店のきっかけにもなりました。社長でありながら材料の買い出しから系列店まわり、メニューを考え厨房にも立ち接客もするという激務をこなしていますが、ものを作り、お客様の反応がすぐにわかるこの仕事が好きで、あくまで「自分らしく」生きるためにこの仕事を選んだとおっしゃっていました。

特に夜間の営業は景気やムードによる変動が激しいのが悩みですが、今後は店舗スタッフの福利厚生をさらなる充実を目指しています。

奥様とお二人のお子さんの父親であり、唯一？の自分の時間である日曜の午前には、モトクロスのバイクにまたがり近場の山野をまわってリフレッシュされているそうです。

(中村祐一編集委員)



頑張ってます!!

### 『情報を大切に』

アズサイエンス(株)  
松本市村井町西

中野 志保さん

アズサイエンス株式会社

は、松本市の南、塩尻北インター近くに本社を置く、昭和49年に設立された会社です。同社は、関東甲信越、名古屋、東北さらにはアジア地域に営業展開し、医療機関、大学、企業などを対象に医療機器、科学機器、医薬品や試薬の販売を中心とした事業を展開されています。

今回ご登場いただく中野志保さんは入社3年目。管理本部情報システム部で社内の基幹システムである、お客様情報と製品情報の更新・管理を担当しています。特にお客さまの目にふれる製品情報は日進月歩で変わることから、細心の注意を払っているとのことでした。上司の方からも「社内においてもしっかりコミュニケーションが取れていて、安心して仕事を任せている」とのお話しをいただきました。

中野さんのご趣味は、中学時代から始めたバレーボールだそうで、現在は地域の愛好家サークルに所属しソフトバレーに熱心に取り組まれています。練習には土日だけでなく平日も仕事帰りに参加されているとのことでした。

(浅川琢夫編集委員)

環境ISO14001認証取得  
(本社および山形バルクセンター)

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinko.co.jp/

繊維製品

金庫・耐火庫・スチール事務器



株式会社

**中物**

〒390-0811 松本市中央3丁目7の7  
TEL (0263) (32) 0084(代)  
FAX (0263) (32) 3182

## 青年部コーナー

### 12月例会のご案内

研修会『～社内で活用！世代間ギャップをなくす～コミュニケーション体感セミナー』

今年最後の例会となる12月例会は「～社内で活用！世代間ギャップをなくす～コミュニケーション体感セミナー」と云うテーマで研修会を開催いたします。

業種を問わずどのような企業でも大変重要な問題となります社内間コミュニケーションについての体験型セミナーを、当会青年部メンバーでもございます社会保険労務士法人アンカー代表の特定社会保険労務士山本亨氏を講師にお招きし分かりやすくお話しいただきます。

また、研修会終了後には懇親会を開催いたしますのでご興味ございます方はお気軽にお問い合わせ下さい。大勢のご参加お待ちしております。

**内 容** 研修会『～社内で活用！世代間ギャップをなくす～コミュニケーション体感セミナー』

**講 師** 山本 亨 氏  
(社会保険労務士法人アンカー代表)

**日 時** 12月16日(火) 午後7時開始

**会 場** 中信会館「エマールホール」中ホール

**会 費** 4,500円(懇親会費として)

**申 込** 事務局(35 - 8080)まで

### —青年の集い秋田大会に参加—

11月21日、秋田県秋田市を舞台に第28回全国青年の集いが開催されました。当会からは大月青年部長はじめ11名が参加しました。

大会では全国の法人会青年部が行う租税教育に関する発表、開催地出身



で読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏による講演会等が開催されました。次回開催地は茨城県です。

## 女性部コーナー

### 「税に関する絵はがきコンクール」活動を実施中

女性部では昨年に引き続き小学生を対象とした租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」活動を実施しております。

本年度も11月7日に松本市立明善小学校で開催された租税教室(講師：松本税務署広報聴官)に作田女性部長が同行し子ども達



小学生に呼びかける作田女性部長にコンクールへの参加を呼びかけました。

この活動は租税教室などを通じて子ども達に“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、税に対する理解をより深めてもらうことを目的としております。

授業を通じて“税金の役割と大切さ”について学んだ子ども達が、どんな作品を描いてくれるのか今からとても楽しみです。

### —青年部特別例会—

#### 雇用トラブル対策セミナーを開催しました

11月4日に青年部特別例会として雇用トラブル対策セミナー『すぐに役立つ雇用対策のポイント』～中小企業の労務管理から見る経営力の強化～を松本東急インにて開催いたしました。



講師の安中さん

講師には東京都国分寺市にて安中社会保険労務士事務所を開設されている特定社会保険労務士の安中繁さんをお招きし、企業経営における具体的な雇用トラブルについて実例を挙げていただきながら分かりやすく解説いただきました。現在は問題となっていないくても、いざという時のために、今から準備しておくことの重要性について語っていただきました。

なお、今回のセミナーは当会の福利厚生制度を担当いただいておりますAIU損害保険株式会社が当会会員企業の皆様に提供しております公益共済セミナーの一環として開催され、青年部員のみならず大勢の方々にご参加いただきました。

## 災害時のBCP(事業継続計画)について

2014年3月で甚大な被害をもたらした東日本大震災から3年を迎え、マグニチュード(M)8クラスの首都圏直下型地震が発生する確率が今後30年以内に70%以上であると東京大学地震研究所から衝撃的な報道発表がありました。

しかしながら3年の年月を経過した昨今では、メディア等でも地震に関する報道などが取り上げられる機会は少なくなり、時間の経過による風化の影響が出ているのではと感じる方も多いのではないのでしょうか？

今後30年以内に首都圏直下型大地震が発生する確率70%を身近に起き得る事故と比較してみます。

(出典:地震ハザードステーションJ-SHIS <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>)

- ◆台風が30kmの範囲を通過する確率：100%
- ◆交通事故で負傷する確率：24%
- ◆台風で被災する確率：0.48%

このように日常で起こり得る災害と比較してみても、楽観視できるものではないのが大震災なのです。

近い将来発生すると叫ばれている大地震で企業が罹災してしまった場合、多くの企業が【1日も早い事業の復旧】を望まれるのはごく当たり前のことです。

しかし、先般の東日本大震災では罹災した多くの企業が震災後3カ月ほどで運転資金が底を着いてしまい、倒産が続出しました。事業継続資金の確保が出来ずに倒産してしまっただけです。

数千万円規模の資金を自己資金で賄える企業は少なく、取引先も罹災しているために売掛金などの回収もできず、建物などが罹災した無担保状態では金融機関は融資をしてくれません。国や地方公共団体から補助金などが支給されるケースにおいても、罹災した建物を復旧後に支給されるために当座の運転資金としては使えません。

このように企業は、万が一の災害の際にスムーズ且つ確実に事業継続のための資金を確保しなければならないのです。

法人会会員企業向けのAIU企業火災保険(プロパティガード)では、会社の建物や設備に対する地震保険をご提案させて頂いております。

東日本大震災発生の際にも、事業継続資金としてお使い頂けるようAIUでは迅速に保険金支払いを実施致しました。その結果、多くの会員企業の皆様の復旧のお手伝いを行うことが出来ました。

この機会に会員企業様の大規模災害の事業継続計画の一部として、AIUの地震保険をご検討・ご採用頂けますようお願い申し上げます。

※このたびの長野県北部地震により罹災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。



◆お問合せ  
AIU損害保険株式会社 松本支店  
松本市深志2-5-26 松本第一ビル7階  
TEL:0263-35-1933(午前9時～午後5時)

## 12月の予定

4日正副会長・正副委員長・部長会議 9日役員会、部会事務局連絡調整会議 11日青年部正副部長会議 16日青年部12月例会 19日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/11月決算法人対象）  
12月19日(金) 午後2時より 大同生命松本ビル1階 会議室

青年部・女性部

部員募集中!!

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい



## 合同委員会のお知らせ

平成27年度の事業について6委員会と青年部・女性部の相互確認を図るための会議です。関係者には個別に通知をお届けいたします。

日時 平成27年1月16日(金) 16:00～19:20  
16:00～ 合同委員会 個別委員会を開催しません  
17:20～ 賀詞交換会 会費3,000円  
会場 松本東急イン「クリスタルルーム」  
内容 平成27年度事業計画(案)の相互確認等

会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って！  
～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

## 法人会 生活習慣病健診実施のお知らせ(2月)

半年ごとに実施し、ご好評をいただいている健康診断です。検査時間が約1時間程度と、お仕事への負担を最小限にできます。

基本的な検査項目を網羅した基本コース(17,000円)、「超音波(エコー)検査」「腫瘍マーカー検査」を加えたドック健診(27,000円)の2コースがあります。またオプション検査として、肝炎ウイルス検査、前立腺腫瘍マーカー検査(PSA)、骨粗鬆症検査、乳房エコー検査、睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査も受診できます。

詳しくは順次会員の皆様に郵送いたします「ご案内・申込書」にてご確認下さい。

**日程** : 平成27年2月2日(月)～6日(金)の計5日間

**場所** : 松本市公設地方卸売市場管理棟 2F会議室

**費用** : Aコース(基本コース) 17,000円

Bコース(ドック健診) 27,000円

**お申込** : 会員の皆様に順次お送りいたします「ご案内・申込書」に必要事項を記入いただき、FAXにてお申込下さい。

**備考** : 「ご案内・申込書」は郵送にて会員の皆様に順次お送りいたします。

法人会 生活習慣病健診の特徴

- ・ 申込手続きが簡単です  
郵送された申込書を法人会にFAXするだけ
- ・ 割安な費用と充実した健診内容
- ・ 健診所要時間が短時間(約1時間程度)
- ・ 基本コースとドック健診〔腫瘍マーカー検査・超音波(エコー)検査を追加〕の2コースから選択
- ・ 検査結果は3週間以内に通知

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## (株)テレビ松本ケーブルビジョン

### テレビ松本 デジタルパーシツク

に新しいチャンネルが仲間入り!

C514 **7ch** **7ch** **ONE**  
スポーツ・バラエティ

C566 **テレ朝** **朝1**  
ワイドショー・バラエティ

C567 **0ch** **テレ** **プラス**  
ドラマ・アニメ・スポーツ

C594 **TBS** **ニュース** **ハード**

専用デジタルチューナーでお楽しみいただけます

初期費用&月額料金 1台目 **無料**

(標準型)

※2台目以降は初期費用5,000円、月額料金500円(全て税抜価格)

お問合せ **CATV** **テレビ松本** ☎ **0120-40-1008**

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



## 第9回松本検定 受験者募集!



松本検定は、松本市に関わる歴史や文化、自然環境や観光名所などの総合的・専門的な知識を学び、松本市を訪れるお客さまに地域の情報や魅力をお伝えできる「松本ファン」づくりをめざすものです。個人でも、クラスや事業所単位での団体受験もできます。あなたも「松本マイスター」を目指してみませんか? 実施日:平成27年3月15日(日)、3月16日(月) 3月16日は基本コースのみ

申込期間:平成26年12月22日(月)~平成27年2月13日(金)  
問合先:松本検定実行委員会事務局(松本市観光温泉課内)TEL0263-34-8307(中村祐一編集委員)

## 全国相続協会 平田東相談室

### 改正目前!相続税改正&遺言書セミナー ~楽しく学んでお悩み解決~

平成27年1月1日から相続税の基礎控除額が引き下げられます。松本市に本部を置く全国組織の士業団体「全国相続協会」は、相続税改正により多くの人が増税となる可能性があることから、改正の概要を分かりやすく解説するとともに、それぞれの家に合った解決策や対策をアドバイスするセミナーを開催します。講師は大沢会計事務所代表で、『遺言書を書こう』の著者でも知られるメディアでもお馴染みの大沢利充さん。遺言書の書き方も楽しく学べる内容です。相続が発生してからではなく、今、できることを考えてみませんか。

### 相続税大増税目前!相続のことでお困りの方へ

日時 **12月18日(木)** 13:00~15:00

場所 **市民タイムスみず野ホール** (松本市島立800)

講師: **大沢会計事務所**

全国相続協会 **大沢 利充** 代表

参加無料 予約制

\*無料個別相談受け付けあり 無料駐車場あり



## 全国相続協会 平田東相談室

(長野フィナンシャルホールディングス内)  
0120-918-446(平日9:00~15:00)  
0120-781-119(上記以外)

## 投稿

川柳  
コーナー

日本食  
和紙登録で  
年暮るる

災害時  
日頃の会話で  
命拾い

師走るを  
候補走ると  
いいかえる  
無筆

## あしがき

毎年この時期になると、「この一年を振り返る」イベントが続きますが、有名なものとして、流行語大賞、「今年の漢字」、「サラリーマン川柳」があります。いずれも20年以上の歴史があり、テレビニュース等でも取り上げられるため、すっかり定着した感があります。歴代の受賞内容を調べてみると、やはり、一語・一文字・一句で一年を「総括」するのは難しいこと、そして2年も経つと受賞作品に込められた当時の世相を忘れてしまっていることを感じます。その中で私自身の印象に残るものとしては「新人類(1986年)」、「自分がまさにその世代であるため」、「ベレストロイカ(1988年)」、「当時、歴史が変わる瞬間に立ち会っているのだと実感したため」、「偽(2007年)」、「当時の食品偽装・年金記録問題が選定理由ですが今年も選ばれるかも」、「絆(2011年)」、「災、震、毒、偽」などよりはこういう漢字が選ばれてほしい)あたりでしょうか。

今年の流行語大賞は12月1日に、今年の漢字は12月12日に、サラリーマン川柳は来年の5月下旬にベスト10が発表されます。(中村)

浅川琢夫、  
中村祐一  
(本号編集委員)



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係  
発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 塚田 哲夫  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社